

事例番号:300310

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 30 週 1 日

朝方 徐々に増強する子宮収縮あり

13:00 頃 搬送元分娩機関受診

13:20- 胎児心拍数陣痛図上、60-80 拍/分の徐脈、基線細変動の一時的な増加その後に減少・消失、高度遷延一過性徐脈あり

14:43 常位胎盤早期剥離疑いのため当該分娩機関に母体搬送となり入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 30 週 1 日

14:53 帝王切開にて児娩出

凝血塊 (200-300g) あり、クーハール徴候あり

胎児付属物所見:胎盤の 60%に剥離所見あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:30 週 1 日

(2) 出生時体重:1370g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.729、PCO<sub>2</sub> 115.6mmHg、PO<sub>2</sub> 12.8mmHg、

HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 14.9mmol/L、BE -23.2mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分1点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死、早産児、極低出生体重児

(7) 頭部画像所見:

生後61日 頭部MRIで脳全体の萎縮があり、低酸素・虚血を示唆する所見

## 6) 診療体制等に関する情報

### <搬送元分娩機関>

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名

看護スタッフ:助産師1名、看護師1名、准看護師1名

### <当該分娩機関>

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医2名、麻酔科医1名

看護スタッフ:助産師1名、看護師1名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を正確に特定することはできないが、妊娠30週1日の午前中の可能性がある。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関において、妊娠30週1日受診後の対応(分娩監視装置の装

着、血圧測定、内診、血管確保)は一般的である。

- (2) 搬送元分娩機関において、分娩監視装置装着後 20 分で常位胎盤早期剥離疑いと診断したことは適確である。
- (3) 搬送元分娩機関において、当該分娩機関に母体搬送としたことは選択肢のひとつである。
- (4) 当該分娩機関において、搬送元分娩機関から連絡があった時点で、胎児徐脈、常位胎盤早期剥離疑いのため帝王切開を決定したことは適確である。
- (5) 当該分娩機関において、入院後 10 分で帝王切開により児を娩出したことは適確である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (8) 超緊急帝王切開で家族の来院が間に合わないため、電話で家族に説明したこと、および手術後に同意書を取得したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

- 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
  - (1) 搬送元分娩機関  
なし。
  - (2) 当該分娩機関  
なし。
- 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項
  - (1) 搬送元分娩機関  
なし。
  - (2) 当該分娩機関  
なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

- ア. 常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。
- イ. 常位胎盤早期剥離について、児の救命が困難な場合や、救命されても脳性麻痺になる危険性があるという現状を広く国民に知らせ、その可能性が疑われた場合には早急に受診するよう啓発することが望まれる。

#### (2) 国・地方自治体に対して

なし。